

愛知中部水道企業団 監査公表第 5 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、実施した定例監査の結果について、同条第 9 項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

平成 28 年 3 月 4 日

愛知中部水道企業団

監査委員 大 屋 英 喜

監査委員 佐 野 尚 人

- | | |
|-------------|---|
| 1 監 査 の 対 象 | 工務部配水課 |
| 2 監 査 期 日 | 平成 28 年 1 月 25 日 |
| 3 監 査 の 重 点 | 各課における事務事業が地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定に基づき、合理的かつ効率的な運営がされているかを重点に監査を実施した。 |
| 4 監 査 の 方 法 | 愛知中部水道企業団組織規程第 4 条に規定する各課の分掌事務等に基づき、関係書類の提出を求め、質問を加えながら実施した。 |
| 5 出席を求めた職員 | 工務部長、配水課長 配水課主幹、配水課課長補佐 |
| 6 監 査 の 結 果 | 監査を実施した事項は適切に処理されており、事務の執行状況は良好なものと認める。 |